

令和8年矢板市議会定例会

第411回定例会議

報告事項説明書

令和8年9月

矢板市

報 告 事 項 説 明 書

令和 8 年矢板市議会定例会第 4 1 1 回定例会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第 1 号 市長の専決処分事項報告については、令和 7 年矢板市議会定例会第 4 0 5 回定例会議において、議案第 2 0 号として議決を経た工事請負契約（矢板市文化会館解体工事）について、アスベストの追加除去工事等の実施に伴い、契約内容に変更が生じたため、令和 8 年 8 月 2 1 日に変更契約を締結しましたので、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 2 号 令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、矢板市の令和 7 年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計の資金不足比率について、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、報告するものであります。

参 考 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

以下省略

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

以下省略

報告第3号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出については、株式会社やいた未来の令和7年度の経営状況、令和8年度の事業計画、収支予算及びその説明する書類について、法の定めるところにより、提出するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（財政状況の公表等）

第243条の3 第1項省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

以下省略

